

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号
更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件
国側当事者・熊本東税務署長
平成20年3月27日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・熊本地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年1月18日判決、本資料257号－2・順号10611）

（控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年11月30日判決、本資料257号－229・順号10838）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

【決定】

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年3月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 横尾 和子

裁判官 泉 徳治

裁判官 才口 千晴
裁判官 涌井 紀夫

当事者目録

上告人兼申立人	医療法人社団 A
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	田中 俊夫
被上告人兼相手方	熊本東税務署長
	中尾 好輝
同指定代理人	武藤 政男